見守し 新鮮情報

第162

突然、証券会社を名乗る男性から「あなたの名前 でA社の株を1,000万円購入した」と電話が あった。「あなたは選ばれた人で株を買う権利があ る。自分が買いたいが買えないので**申し込んだ**」 などと言われたが、おかしな話だと取り合わなかっ た。しかし、その10分後にA社から「申込みを受け

付けた。明日証券を送る」と連絡があ り、びっくりして契約していないこ とを伝えると、証券会社にキャンセル の連絡をする必要があると言う。慌 てて証券会社に電話をしたところ、 「キャンセル料を払ってもらう。明 日自宅まで取りに行く」と言われた。 本当に自宅まで来てしまったらと思う



勞手に株を購入されて トャンセル料の請求!? 買え買え詐欺の新手口!

ひとこと助言



- ●販売業者や買取業者など複数の業者が登場して、消費者に未公開株などを 購入させる「買え買え詐欺」(劇場型勧誘)の新しい手口として、勝手に自分 の名義で株などを購入され、代金を支払うよう強く言われたり、キャンセ ル料を請求されたりする相談が寄せられています。
- ●「断ると裁判になる」「家を差し押さえる」などと脅されて、怖くて数百万円 を業者に郵送してしまった、などというケースもあります。
- ●一度お金を支払ってしまうと、業者と連絡が取れなくなるなど、取り戻す ことは困難になります。
- ●おかしいなと思ったら、支払う前にお住まいの自治体の消費生活センター 等にご相談ください。

発行: 独立行政法人国民生活センター 本文イラスト: 黒崎 玄